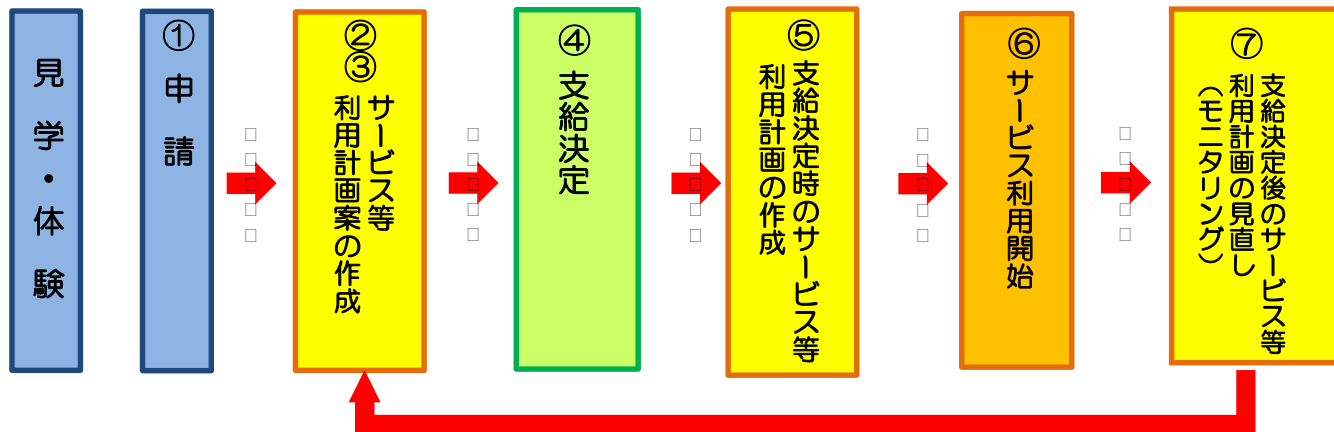
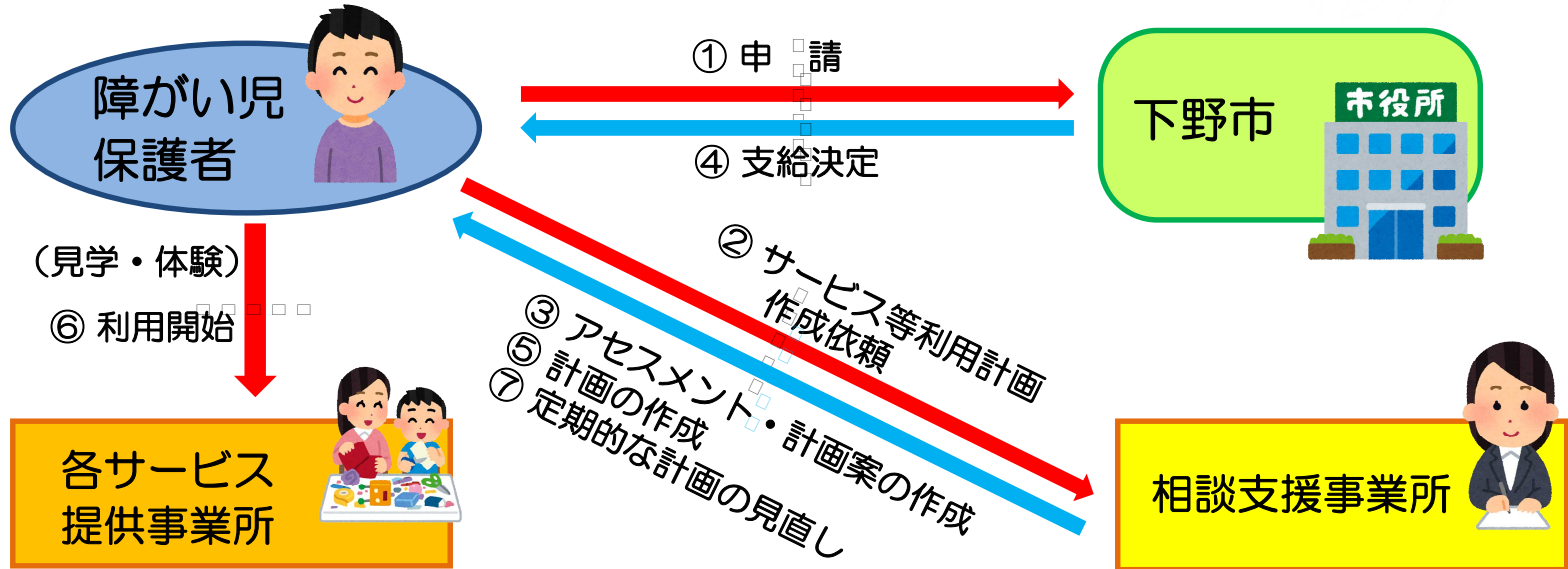


# 障がい児通所支援利用の流れ



## 障がい児通所支援利用者負担額



- ◆ 1回あたりの利用料は、原則サービス給付費の1割
- ◆ 前年の所得にかかる市町村民税額に基づき、利用者負担上限月額が設けられている
  - ・ 障害児の利用負担上限額は、児の保護者の属する住民基本台帳上の世帯員の市民税額の合算

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額 (円)	
		障害児 (18歳未満)	障害者 (18歳以上)
生活保護	生活保護受給世帯	0	0
低所得	市町村民税 <b>非課税</b> 世帯	0	0
一般1	市町村民税 <b>課税</b> 世帯 ※障害児は28万円未満	4,600	9,300
一般2	上記以外	37,200	37,200

※その他の利用料補助

- ・ 就学前の障がい児の発達支援の無償化  
(対象：満3歳になった年度の翌年度の4月1日～小学校就学まで)
- ・ 未就学児の利用における多子世帯への利用料軽減